

交通環境対策アクションプラン

2015（平成27年度）



近畿運輸局
神戸運輸監理部

表紙の写真は平成26年度近畿運輸局交通関係環境保全優良事業者等局長表彰受賞者です

上段左： 姫新線利用促進・活性化同盟会キハ127(新型車両)
上段右： 阪急電鉄株式会社 阪急京都線駅構内の地下区間
下段左： 伴ビール株式会社 リチウムイオン推進旅客船『あまのかわ』
下段右： 堺市 カーシェアリング

目 次

まえがき	1
平成27年度環境行動計画の取り組み及び評価	2
I. 地球温暖化問題への取り組み	6
1. 自動車交通対策	6
(1) 低公害車の普及等	6
(2) 交通流対策	7
①連続立体交差化事業の推進	
2. 環境負荷の小さい交通体系の構築	8
(1) 公共交通機関の利用促進	8
①地域の公共交通の活性化・利用円滑化	
1) 地域公共交通の活性化・再生の推進	
②バリアフリー施策の推進	
1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	
2) 基本構想策定支援	
3) バリアフリー教室の開催	
(2) モビリティ・マネジメントの推進	10
①モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進	
②エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）	
(3) グリーン物流の推進	11
①グリーン物流セミナー等の開催	
②流通業務総合効率化事業の推進	
③モーダルシフト等推進事業の促進	
(4) 環境に優しい事業運営の推進	12
①運送事業者のグリーン経営の推進	
②ECO整備（点検・整備）の推進	
③自動車整備事業者等に対する顕彰	
④環境対策セミナーの開催	
(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	13
(6) 出前講座等による啓発活動の推進	14
①出前講座等の実施	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
②交通環境学習	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
③エコドライブの啓発	
3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	16
(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進	16
4. 節電に関する取り組み	16
(1) 節電の推進	16

II. 大気汚染問題への取り組み	17
1. 環境対応トラック・バスの導入促進	17
普及啓発活動の推進	
2. 自動車NO _x ・PM法に基づく事業者指導の実施	17
3. 街頭検査及び黒煙通報制度	19
(1) 街頭検査の実施	19
(2) 迷惑黒煙通報制度の活用	19
4. 国道43号等の沿道における環境改善	20
(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施	20
(2) 迂回運行の要請	21
5. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施	21
III. 循環型社会の形成に向けた取り組み	22
1. 自動車リサイクルの円滑な推進	22
(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施	22
(2) 自動車整備事業者における対応	22
2. FRP船リサイクル	23
FRP船リサイクルの推進	
IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	24
1. 海洋汚染問題への取り組み	24
①外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化	
②海洋汚染防止設備の立入検査の実施	
③廃油処理事業者への指導	
④油濁防止管理者養成講習の実施	
⑤入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等の実施	
2. プレジャーボート関係利用環境対策	25

まえがき

気候システムへの人間の影響は明らかであり、近年の人為的起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっており、気候変動は、人間及び自然システムに広範囲にわたって影響を及ぼしてきました。

継続的な温室効果ガスの排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じさせる可能性が高まっています。気候変動を抑制するには、温室効果ガスの排出を持続的に削減する必要があり、排出削減と適応を合わせて実施することによって、気候変動リスクを抑制することができます。

地球温暖化対策は、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行いながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直すことを迫るものであり、その意味で温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組みを定めた 1997 年の京都議定書の採択は転換点となるものです。

2008 年から開始していた京都議定書の第一約束期間は、2012 年で終了し、2013 年から 2020 年までの 8 年間は京都議定書の第二約束期間となりましたが、我が国は、同約束期間には参加せず、自主的な削減努力を実施することとしています。

2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催されたCOP19において、我が国は京都議定書第一約束期間の 6 %削減目標を達成する見込みであること、2020年の削減目標を2005年比で3.8%減とすることを説明するとともに、更なる技術革新、日本の低炭素技術の世界への応用、途上国に対する支援を含む「Actions for Cool Earth（攻めの地球温暖化外交戦略）」に取り組むことを表明しました。

国土交通省でも、政府の「環境基本計画」を踏まえた環境配慮方針として、2014 年 3 月に「環境行動計画（2014～2020）」を策定しました。

このような状況の中、近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、関係自治体や関係団体等と連携し、温室効果ガス排出量削減を始めとした地球温暖化問題、そして大気汚染問題、循環型社会の形成、海洋汚染対策等、近畿地域における交通環境問題への対策に取り組んでまいります。

平成27年度 環境行動計画の取り組み及び評価

項 目	26 年 度 目 標
I. 地球温暖化問題への取り組み	1. 自動車交通対策
	低公害車の普及・促進のため啓発活動の推進を図ります。 引き続き連続立体交差化事業の推進を行い、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。
	2. 環境負荷の小さい交通体系の構築 (1) 公共交通機関の利用促進
	地域の公共交通の確保維持、利便性の向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。 バリアフリー新法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。
	(2) モビリティ・マネジメントの推進
	環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。 「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所の新規認証・普及啓発に取り組めます。
	(3) グリーン物流の推進
	引き続き、「鉄道」、「フェリー」へのモーダルシフトを促進するため見学、講演及び相談会を組み入れたセミナーを開催し、環境負荷の低減事業に取り組めます。また、「国際物流戦略チーム」の後援を得ることで、より多くの荷主、物流事業者へセミナーを周知します。 関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及を中心に取り組み、多くの認定を目指します。 「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを継続して支援していきます。
	(4) 環境に優しい事業運営の推進
	グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。 ECO整備(点検・整備)の推進に取り組めます。 環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO2排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。 物流事業者を対象に環境対策セミナーを開催し、CO2排出量削減に向けた取組みの普及啓発を図ります。
	(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰
	交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。
	(6) 出前講座等による啓発活動の推進
	多くの学校から出前講座の依頼をして頂けるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。 交通がもたらす環境への影響に対する理解等を深めるために、「交通環境学習」を開催します。 イベントやフェアにおいて、一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。

達成状況	27年度目標	参照頁
管内各地のイベントにて、PRチラシを配布して、普及啓発活動を実施しました。	低公害車の普及・促進のため啓発活動の推進を図ります。	6
近鉄奈良線八戸ノ里・瓢箪山間連続立体交差化事業の最終検査が実施され、完成となった。JR西日本阪和線東岸和田駅付近高架化事業及び阪神本線鳴尾駅付近連続立体交差化事業については、それぞれ下り線側が完成し、引き続き上り線の工事を実施中である。管内の計画された各路線の連続立体交差化事業は、一部当初計画より遅れる見込みであるが、概ね計画どおりに進捗しています。	引き続き連続立体交差化事業の推進を行い、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。	7
地域公共交通の確保・維持・改善のため、多様な関係者の議論を経て策定された、地域の特性・実情に応じた移動手段の提供、また、バリアフリー化や、より制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組(計画)に対して総合的に支援しました。	地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築及び地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組に対する総合的な支援を実施します。	8
近畿の鉄道駅、バスターミナルにおける段差の解消や視覚障害者用ブロックの設置率は、全国平均を上回っていますが、鉄道車両や旅客船のバリアフリー化率は全国平均を下回る状況となっています。 基本構想の策定・公表については、新たに2市からありました。また、3市の新規の基本構想策定推進協議会が設置開催、1市1町の協議会が継続開催され、それぞれ委員として参画しました。 管内の小・中学校をはじめ、24ヵ所、2011人に対して、公共交通機関の施設等を利用したバリアフリー教室を実施し、「心のバリアフリー」を推進しました。	バリアフリー新法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。	9
「交通環境教室」や「マイカー無料点検教室」などの機会を利用して、モビリティ・マネジメントの推進を図りました。	環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。	10
各種協議会の場を活用し、また、自治体、交通事業者等に出向いてエコ通勤の取組みのPRを行いました。その結果、新たに20事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証、登録を行いました。	「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所の新規認証・普及啓発に取り組みます。	10
「鉄道」、「フェリー」へのモーダルシフト促進を目的としたセミナーをそれぞれ開催し、鉄道、フェリーへのモーダルシフトの事例紹介や鉄道貨物駅ターミナル駅構内並びにフェリー船内の見学を通じて、多くの荷主企業や物流事業者の方にグリーン物流の必要性について理解を得ることができました。 ※参加状況 鉄道版111名 海上版53名(相談会内数31名)	引き続き、「鉄道」、「フェリー」へのモーダルシフトを促進するため見学、講演及び相談会を組み入れたセミナーを開催し、環境負荷の低減事業に取り組みます。また、「国際物流戦略チーム」の後援を得ることで、より多くの荷主、物流事業者等にセミナーを周知します。	11
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化計画の認定を近畿運輸局として3件行い、事業の推進を図りました。	平成27年度も2年間税制特例が延長されたので、引き続き「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及に取り組み、認定件数の増加を目指します。	11
モーダルシフトを推進する協議会に対して補助する「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」を周知し、募集に努めました。 近畿運輸局からは、6件申請し、1件が認定、補助金が交付されました。 「大阪港発古紙輸送モーダルシフト協議会」	「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを継続して支援していきます。	11
グリーン経営認証制度の説明会を年10回開催し、また、各種会議・イベント等の機会にパンフレットを配布して制度の普及を図りました。	グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、物流関連事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。	12
自動車点検推進運動において普及・啓発活動を行いました。 「点検整備の実施によるCO2削減の効果」 自動車点検整備推進運動強化月間である9～10月においてエコ整備などを説明する講習会を47回6,561人、マイカー相談6回60人、出前講座2回136人に対して実施することで自動車ユーザーに対する啓発を行いました。	Eco整備(点検・整備)の推進に取り組みます。	12
環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等104事業場を表彰しました。近畿運輸局ホームページで受賞事業場を公表しました。 【内訳】局長表彰:62事業場及び支局長等表彰:42事業場	環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO2排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。	13
物流事業者に広く環境保全活動に取り組んでいただくことを目的に、先進的な取組事例や支援を紹介しました。	物流事業者を対象に環境対策セミナーを開催し、CO2排出量削減に向けた取組みの普及啓発を図ります。	13
5事業者(近畿4、神戸1)を表彰し、取組事例一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができました。	交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。	13
小・中学校をはじめ、一般も含めて12回の出前講座を実施しました。また、滋賀県主催の「学校支援メニューフェア」に出展し、宣伝活動を行いました。	多くの学校から出前講座の依頼をして頂けるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。	14
幼稚園児及びその保護者を対象とした交通環境教室を開催し、交通を取り巻く環境問題や電車・バス等の環境負荷の小さい交通体系について理解してもらうことができました。	交通がもたらす環境への影響に対する理解等を深めるために、「交通環境学習」を開催します。	15
各種イベントにおいて、啓発チラシを配布しエコドライブの啓発を行いました。	イベントやフェアにおいて、一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。	16

項 目		26 年度 目 標
	3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取組状況を調査するとともに、その取組内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。
	4. 節電に関する取り組み	現在定着している節電の取組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを要請します。
Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み	1. 環境対応トラック・バスの導入促進	2つの地域部会（「関空クリーン物流プロジェクト」「京都物流グリーン化プロジェクト」）の継続開催、近畿各府県の運送事業者や荷主を対象としたセミナーを開催。環境対応車両の導入を促し、物流のグリーン化を目指します。
	2. 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導の実施	自動車NOx・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者の自動車使用管理計画実績報告書の提出等指導を実施し、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用します。
	3. 街頭検査及び黒煙通報制度	ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置いて、安全確保、環境保全のため街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努めます。
	4. 国道43号等の沿道における環境改善	尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。また、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。
	5. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール（PSC）において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。
Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み	1. 自動車リサイクルの円滑な推進	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。また、自動車整備におけるリサイクル部品の普及促進等を図ります。
	2. FRP船リサイクル	FRP船リサイクルシステムの利用促進と自治体による廃船処理システムの活用を促進します。
Ⅳ. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	1. 海洋汚染問題への取り組み	外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化を図ります。
		海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。
		廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。
		船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。
		船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。
	2. プレジャーボート関係利用環境対策	プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、また、水上バイクの水域利用に関するルール、マナー啓発活動を実施します。

達成状況	27年度目標	参照頁
特定輸送事業者16社に対し省エネ対策の実態調査を実施しました。今後も、取組内容を事業者間で共有することにより省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取組状況を調査するとともに、その取組内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	16
夏季・冬季の電力需給対策及び省エネルギー対策について、数値目標を設定しない無理のない形での節電の取組み要請を関係団体等にお願ひしました。	現在定着している節電の取組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを要請します。	16
天然ガストラックの導入促進のため、「閑空クリーン物流プロジェクト」「京都物流グリーン化プロジェクト」の地域部会を継続開催し、環境対応車普及促進のため平成26年10月に滋賀県、同年11月に兵庫県、平成27年3月には大阪府において、環境対応車普及啓発セミナーを開催しました。	2つの地域部会（「閑空クリーン物流プロジェクト」「京都物流グリーン化プロジェクト」）の継続開催、自治体等が開催する環境関係活動への参画など、環境対応車両の導入を促し、物流のグリーン化を目指します。	17
未提出事業者に督促するとともに、指導を行いました。	未提出事業者に提出を促し、提出率を向上させるとともに、事業者からの問い合わせに対し、的確に対応し、より正確な統計データとなるよう努めます。	17
街頭検査の充実・強化を図ったところ、検査目標台数13,800台に対して15,348台の検査を実施しました。	整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施、検査目標台数は、13,800台とします。	19
毎月2回の街頭検査を計画し、10回、119台に対し街頭検査を実施しました。また、交通需要縮減キャンペーンを実施し、トラック事業者等に阪神高速湾岸線への迂回要請を行いました。	尼崎地区ディーゼル車排ガススクリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。また、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。	20
895隻の外国船舶に対してポートステートコントロール(PSC)を実施し、23件の欠陥を指摘し改善指導を行いました。(近畿運輸局472隻、内改善指導13隻)(神戸運輸監理部423隻、内改善指導10隻)	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。	21
不法投棄や不適正保管されている自動車は平成16年の約22万台から平成25年末には70百台以下に減少するなど、適正な解体処理が進んでいると思われます。また、年間343万台の使用済み自動車は適正に処理され、自動車自体の再資源化率は99%程度まで向上するなど、リサイクル部品の利用促進も進んでいます。	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。また、自動車整備におけるリサイクル部品の普及促進等を図ります。	22
自治体のリサイクルシステム活用を促進するため、管内関連自治体あてに協力依頼文書を出しました。また、一般ユーザーのリサイクルシステム活用を促進するため、管内関連自治体に、ホームページへの掲載、窓口への周知広報物の配置を依頼しました。本年度新たに香美町、新温泉町が周知広報物の配置、摂津市、彦根市、日高郡美浜町、東牟婁郡串本町、赤穂市及び大阪府がホームページに記載してくれました。昨年末に関西地区廃船処理協議会を関連自治体及び関連団体を集めて開催しました。	各自治体や関連団体等と協力し、放置艇0隻という目標を達成出来るよう目指し、関西地区廃船処理協議会等を通じて周知し、FRP船リサイクルシステムの活用を促進します。	23
強化重点を絞ったポートステートコントロールを実施した結果、欠陥の指摘及び是正指導隻数が多くあり海洋汚染の防止を図ることができました。実施隻数：895隻(近畿運輸局472隻、神戸運輸監理部423隻)	外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化を図ります。	24
内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施しました。立入検査数：98隻(近畿運輸局63隻、神戸運輸監理部35隻)	海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。	24
全廃油処理事業者に対し立入検査を実施し、点検指導を行いました。立入検査数：16者(近畿運輸局11者、神戸運輸監理部5者)	廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。	24
近畿運輸局において、油濁防止管理者養成講習を実施しました。講習修了者：20名	船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。	25
船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し保障契約証明書等を備置していない船舶に対して行政命令を発出しました。立入隻数：900隻(近畿運輸局477隻、神戸運輸監理部423隻)	船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。	25
関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行いました。水上バイクの水域利用として実施している淀川ゲレンデの利用者が1079隻と台風等で閉鎖された日があったにも拘わらず、まずまずの利用実績があり、大きな事故等のトラブルもなく開催され、ルール、マナー啓発が行えました。	関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、また、「淀川ゲレンデ」等、水上バイク(PWC)の水域利用に関するルール、マナー啓発のための活動を支援します。	25

I. 地球温暖化問題への取り組み

地球温暖化は全世界的な問題であり、早急な対策が必要です。

京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月策定、平成 20 年見直し）及び地球温暖化対策推進大綱（平成 14 年 3 月）等に基づき、運輸部門においても CO₂ の削減が必要となっています。

このため、自動車グリーン税制の活用等により、低公害車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進及びモーダルシフト、物流の効率化等の施策の推進により、環境負荷の小さい交通体系の構築を目指す一方、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、エネルギー使用の合理化を図ります。

また、平成 25 年 1 月 1 日に施行された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、船舶からの二酸化炭素排出の抑制を図ります。

1. 自動車交通対策

（1）低公害車の普及等

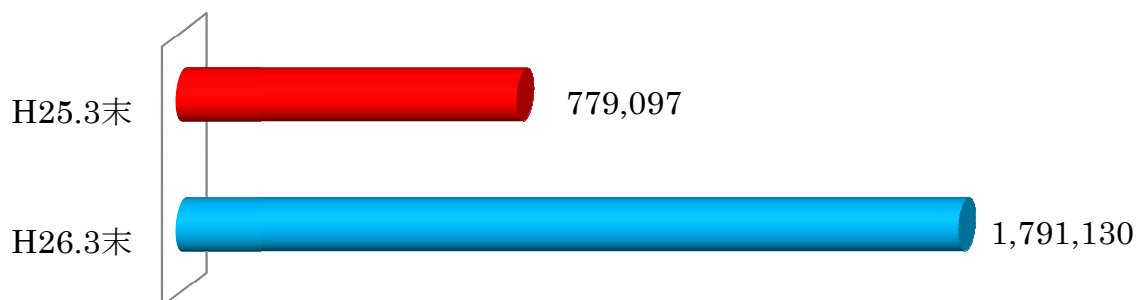
<近畿地区における低公害車の導入>

平成 13 年 7 月に経済産業省、国土交通省、環境省の 3 省により「低公害車開発普及アクションプラン」が策定され、近畿地域における全般的な低公害車の導入促進を図るため、国、地方自治体、関係団体、及び産業界が連携し種々取り組みを行ってまいりました。

今後も引き続き、国、地方自治体、関連団体等の既存の協議会を活用し、低公害車の普及・啓発活動、導入促進を図るとともに、自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、各種ツールにより低公害車を広く一般に PR していきます。



近畿地区における低公害車保有台数



I. 地球温暖化問題への取り組み

低公害車の種別	近畿（台）	全国（台）	割合（％）
電 気	5,143	39,169	13.13
F C V（燃料電池車）	3	47	6.38
C N G（H21N0x10％低減）	1,858	6,540	28.41
P H V（プラグインハイブリッド車）	3,722	30,176	12.33
クリーンディーゼル乗用	21,773	160,390	13.58
ガソリン車・低燃費かつ低排出ガス 認定車（17年基準） （うちハイブリッド車）※内数	1,701,615 (541,876)	11,447,453 (3,710,693)	14.86 14.60
ディーゼル車・平成21年排ガス規制 適合 NOx・PM10％以上低減 （うちハイブリッド車）※内数	52,701 (515)	373,727 (3,358)	14.10 15.34
ディーゼル車・平成21年排ガス規制 適合 （うちハイブリッド車）※内数	4,315 (276)	31,477 (1,569)	13.71 17.59
合 計	1,791,130	12,088,979	14.82
全保有車両数	6,289,900	47,061,444	13.37

平成26年3月31日現在 （※大型特殊自動車、被けん引車、軽自動車は除く）

（2）交通流対策

① 連続立体交差化事業の推進

今後も連続立体交差化事業による踏切の除去及び歩道拡幅による歩行者の安全対策を図る等、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。

連続立体交差化事業予定路線一覧

平成27年3月31日現在

路 線 名	事 業 区 間		除去予定 踏切数	完成年度
	区 間 名	キロ数		
南海 本線 高師浜線 本線	浜寺公園～北助松	3.1km	13箇所	平成31年度
	羽衣～伽羅橋	1.0km	—	平成31年度
	石津川～羽衣	2.6km	7箇所	平成40年度
阪急 京都線 千里線 京都線	南方～上新庄	3.3km	6箇所	平成37年度
	天神橋筋六丁目～吹田	3.8km	11箇所	平成37年度
	東向日～桂	2.0km	3箇所	平成27年度
阪神 本線 本線	住吉～芦屋	4.0km	11箇所	平成27年度
	甲子園～武庫川	1.8km	6箇所	平成30年度
山陽 本線	山陽明石～林崎松江海岸	1.9km	9箇所	平成28年度
J R 西日本 阪和線	下松～東貝塚 (事業は高架化工事)	2.1km	7箇所	平成29年度

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) 公共交通機関の利用促進

深刻化する都市の交通渋滞を緩和し、交通環境負荷を低減する等交通分野における諸問題を解決するため、マイカーから鉄道、バス等の公共交通機関への利用転換を促進するための取り組みを推進します。

① 地域の公共交通の活性化・利用円滑化

地域再生の推進、急速な人口減少・高齢社会の到来、地球規模の環境問題といった我が国の主要な課題に的確に対応するとともに、公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。

1) 地域公共交通の活性化・再生の推進

平成26年度に引き続き、存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取り組みについて地域公共交通確保維持改善事業など支援制度活用等を通じ、交通不便地域の移動確保を目的とした陸上交通や離島航路の確保維持のほか、ノンステップバス導入、ターミナルのバリアフリー化、LRT、BRT、ICカード導入、地域鉄道の安全確保等の取組みに対し一体的かつ継続的、より効果的・効率的な支援を行います。

＊LRT：（次世代路面電車）低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム

＊BRT：（バス高速輸送システム）専用走行路を走行し、近代的な駅、ハイテク車両による高速サービス

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付件数 （26年度実績）

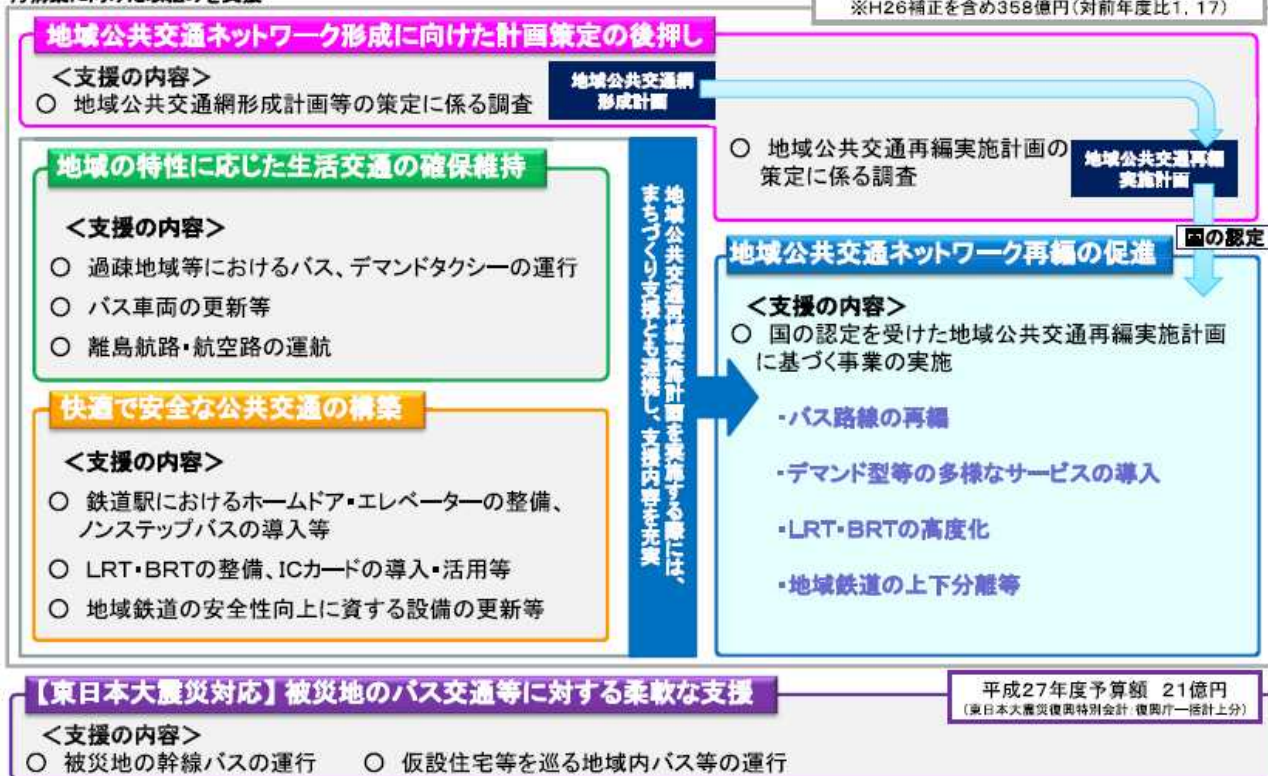
陸上交通	幹線系統	2 4 事業者	1 6 2 系統
	フィーダー系統	4 3 地域	4 0 5 系統
バリアフリー化	鉄道	2 8 件	
	バス	1 6 件	
	タクシー	8 件	
	旅客船	0 件	
利用環境改善	9 件		
鉄軌道安全輸送整備等整備	1 9 件		
地域公共交通調査事業	9 件		
地域協働推進事業	1 2 件		

地域公共交通確保維持改善事業



コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成27年度予算額 290億円(対前年度比0.95)
※H26補正を含め358億円(対前年度比1.17)



② バリアフリー施策の推進

バリアフリー法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを引き続き進めます。

1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

公共交通事業者による鉄軌道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化をより一層推進します。

2) 基本構想策定支援

市町村における基本構想策定協議会への参画、基本構想作成セミナー開催等により、基本構想策定を積極的に支援する取り組みを引き続き進めます。

3) バリアフリー教室の開催

高齢者・障がい者等の擬似体験、介助体験等を通じて、お年寄りやお身体の不自由な方をサポートする「心のバリアフリー」を広げるため、近畿2府4県で公共交通機関の施設等を利用してバリアフリー教室を開催します。

I. 地球温暖化問題への取り組み

(2) モビリティ・マネジメントの推進

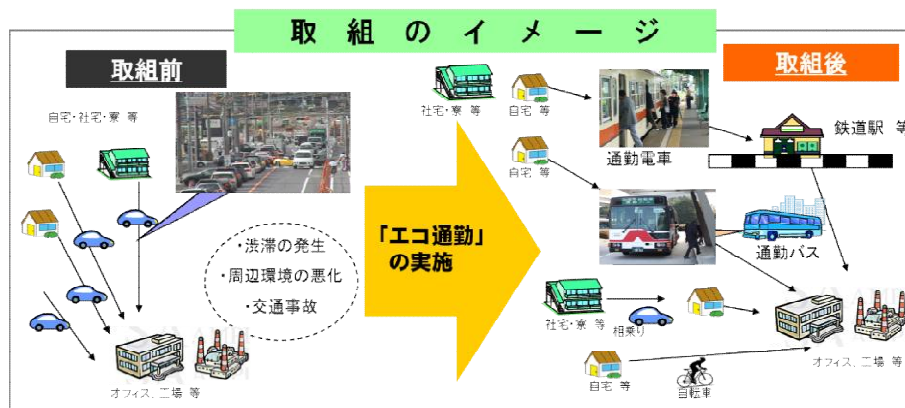
① モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等、MM施策に係る期待は大きくなっています。今後、新たにMM施策を検討しようとする自治体等が増加すると考えられることから、自治体等からの取組事例報告等情報交換を行うことにより、より効果的な施策が展開できるよう支援を行います。

*モビリティ・マネジメント（MM）とは、一人一人のモビリティ（移動）が社会にも個人にも望ましい方向に、自発的に変化することを期待する取り組みです。

② エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図る「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所を積極的に支援するとともに、平成21年6月に創設した「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及啓発に取り組みます。



近畿管内府県別エコ通勤認証事業所数（平成27年4月30日現在）

滋 賀	22事業所
京 都	34事業所
大 阪	42事業所
兵 庫	9事業所
奈 良	2事業所
和歌山	1事業所
近畿圏内	110事業所
全 国	651事業所



I. 地球温暖化問題への取り組み

(3) グリーン物流の推進

物流分野における環境負荷を低減させるため、以下の施策を推進します。

① グリーン物流セミナー等の開催

関係団体、フェリー船社、鉄道事業者等と連携しモーダルシフトの事例紹介、参加企業とフェリー船社等の意見交換会や相談会を組み入れたグリーン物流セミナーを開催します。

「関西グリーン物流パートナーシップ会議」や「グリーン物流セミナー」を通して、荷主企業やフォワーダー、トラック事業者等物流事業者に対し、鉄道やフェリー・RORO船（自走によりトレーラーなどの車両を船内の車両甲板へ搭載・固縛できる構造の専用貨物船）利用の環境面での優位性をPRするとともに、環境負荷の軽減に効果のある事業の推進に取り組みます。

② 流通業務総合効率化事業の推進

関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及を中心に取り組み、昨年度以上の認定を目指します。

流通業務効率化推進計画認定実績数

平成17年10月1日施行

平成27年 3月末日現在

全 国 257件認定

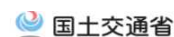
近畿運輸局 34件認定

神戸運輸監理部 17件認定

③ モーダルシフト等推進事業の促進

平成23年度に創設された「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、荷主企業、貨物運送事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを継続して支援します。

平成26年度 モーダルシフト等推進事業



荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、CO₂排出原単位の小い輸送手段への転換を図るモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図る。



※モーダルシフト等推進事業には、幹線輸送における輸送ルートの集約化を含む。

I. 地球温暖化問題への取り組み

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。

各業種にわたり、グリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努めます。

近畿管内グリーン経営認証事業所数

平成 27 年 4 月 30 日現在

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫
事業所	786	48	36	2	8	34	139



② E C O整備（点検・整備）の推進

「点検整備の実施によるCO₂削減の効果」

自動車の点検整備項目にある、「エンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換」、「エア・クリーナ・エレメント交換」、「タイヤ空気圧調整」の3項目を常日頃からチェックすることで、2%程度の燃費改善効果が確認されていることから、点検整備の確実な実施がCO₂削減に貢献することを、自動車点検推進運動において普及・啓発を行います。



エンジン・
オイル及び
オイル・フィル
タ交換



エア・クリー
ナ・エレメント
交換



タイヤ
空気圧調整



I. 地球温暖化問題への取り組み

③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO₂排出量削減の取り組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。

平成26年度 環境保全優良自動車関連事業場等顕彰事業所数

局長表彰	62事業場
支局長表彰	42事業場
合計	104事業場

④環境対策セミナーの開催

平成26年度と同様に環境対策セミナーの開催に取り組み、CO₂排出量削減に向けた取り組みの普及啓発を図ります。

平成26年度実績

H27.3.12 神戸市 参加 73名



(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行います。

平成26年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰

近畿運輸局

受賞者：姫新線利用促進・活性化同盟会

阪急電鉄株式会社

伴ピーアール株式会社

堺市

神戸運輸監理部

受賞者：株式会社ディーゼルユナイテッド 相生事業所



I. 地球温暖化問題への取り組み

(6) 出前講座等による啓発活動の推進

① 出前講座等の実施

これまでの出前講座等の取り組みを継続するとともに、より多くの学校から出前講座等の依頼をいただけるよう、教育委員会等に対して働きかけを行います。

1) 近畿運輸局の取り組み

平成 26 年度出前講座実績

小学校	1 校	73 名
中学校	5 校	329 名
高等学校	1 校	16 名
専門学校	1 校	26 名
協会・協議会等	4 件	176 名

平成 26 年度施設見学・体験等実績

12 件 620 名



2) 神戸運輸監理部の取り組み

平成 26 年度出前講座実績

小学校	7 校	740 名
中学校	5 校	532 名
高等学校	2 校	167 名
専門学校	0 校	0 名
協会・協議会等	16 件	779 名

平成 26 年度施設見学・体験等実績

9 件 284 名



I. 地球温暖化問題への取り組み

② 交通環境学習

次世代において環境問題の解決の担い手となる若年層に、交通がもたらす環境への影響や環境負荷の小さい交通体系等について認識を深めてもらえるよう、交通運輸部門に係る環境対策の啓発に取り組みます。

1) 近畿運輸局の取り組み

平成26年度実績

H26. 5. 16 大阪市 市立幼稚園年長組とその保護者約60 名



2) 神戸運輸監理部の取り組み

平成 26 年度実績

H26. 11. 29 神戸市 大学生など 20 名



I. 地球温暖化問題への取り組み

③ エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。

エコドライブ10のすすめ

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう



3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO₂削減に向け、平成18年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者に指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取組みについて、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられています。

改正省エネルギー法に基づく管内特定輸送事業者数

平成27年3月31日現在

	貨物			旅客				計
	事業用トラック	自家用トラック	船舶	鉄道	バス	タクシー	船舶	
近畿	35	11	2	7	11	11	2	79
神戸	—	—	2	—	—	—	—	2

4. 節電に関する取り組み

(1) 節電の推進

現在定着している節電の取組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを推進します。

また、「電力需給に関する検討会合」の電力需給対策に基づき、関係団体・事業者等へ数値目標を伴わない節電の協力要請を行います。

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められています。

このような状況において、天然ガストラック・バス等の環境対応車導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図ります。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施します。

1．環境対応トラック・バスの導入促進

普及啓発活動の推進

近畿スマートエコ・ロジ協議会の活動

（継続事業）

- ・環境対応車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・環境対応車普及啓発活動の推進
- ・天然ガストラックの普及促進



近畿管内事業用天然ガストラック・バスの補助金申請件数

（単位：台）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
トラック	53	52	62	160
バス	2	4	0	3

注）トラックには特種車を含む

2．自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を強化します。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用していきます。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車使用管理実績報告書の提出状況

(平成27年3月末現在)

	大阪府		兵庫県	
	対象事業者	提出事業者	対象事業者	提出事業者
バス	32	11	18	2
タクシー	164	45	88	20
トラック	542	58	214	38

自動車NO_x・PM法の改正（平成20年1月1日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」）は、NO_xやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものであります。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO_x及びPMの排出総量の削減に取り組んできました。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO_x及びPMによる大気環境は改善傾向にあります。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にあります。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そのため、自動車NO_x・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講じていきます。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

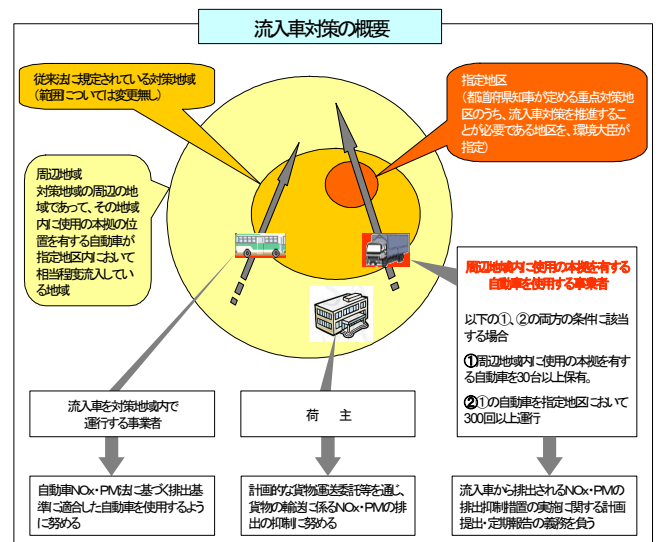
都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。



Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

3. 街頭検査及び黒煙通報制度

(1) 街頭検査の実施

依然として、不正改造車が社会問題となっていることから自動車社会の秩序維持と安全の確保、環境の保全のため、27年度においても引き続き街頭検査を積極的に実施し、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努めます。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査についても、積極的に取り組みます。



平成26年度街頭検査の実施結果

回 数	488 回(うち燃料検査回数 21 回)
検査台数	15,348 台(うち燃料検査台数 191 台)
整備命令交付台数	261 台(うち燃料検査台数 0 台)

平成26年度においても整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施し、検査目標台数13,800台に対して検査台数が15,348台（目標台数の11%増）であり、その1.7%が整備命令交付となりました。

街頭検査で実施する騒音、排ガス検査を通して、自動車使用者に対する大気汚染問題に係る意識の高揚及び、整備不良車や不正改造車の危険性について、指導、啓発を図りました。

(2) 迷惑黒煙通報制度の活用

近年のディーゼル排出ガス規制の強化等により、著しく黒煙を排出する車両は減少しているものの、依然として黒煙を排出している車両が見受けられることから、平成27年度においても、迷惑黒煙通報制度を活用して監視活動を実施し、著しく黒煙を排出している自動車の使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに車両の改善を促していきます。

<迷惑黒煙通報結果>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通報件数	4件	9件	3件
通知件数	1件	9件	5件

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

4. 国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解しました。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立しました。

その後、平成24年3月に、大型車に中央分離帯寄りの車線走行を促す独自ルールの新設が合意されました。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO_x・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施します。



(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施

近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県のNO_x・PM規制不適合車流入規制等の効果により、国道43号線尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているものの、依然黒煙を排出している車両が見受けられるので、平成26年度においても更なる環境改善に向け、関係行政機関と協力のもと「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を積極的に推進し更なる環境改善を図りました。



尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン街頭検査実施結果

実施回数 10回

検査台数 119台(うち黒煙検査 119台、不正軽油検査 115台)

整備命令 0台(うち黒煙関係 0台、不正軽油(警告) 0台)

今年度も毎月2回の街頭検査を計画し、ディーゼル黒煙及び不正軽油等の検査を行い、今後も尼崎地区排ガスクリーンキャンペーンを推進し、更なる環境改善を図っていく必要があります。

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

(2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道43号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していきます。

国道43号・阪神高速3号神戸線における大気汚染改善に向け、第13回交通需要軽減キャンペーンを平成26年2月1日～28日まで実施し、トラック事業者等に阪神高速5号湾岸線への迂回を要請しました。

トラック事業者や荷主企業等への継続的な要請活動により、国道43号周辺の環境改善に向けて迂回通行への認識が徐々に深まっていますが、引き続き取り組みが必要です。



5. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施

我が国に寄港する外国船に対するポートステートコントロール（PSC）において、海洋汚染防止条約に基づき次の項目に関し検査を実施しています。

- ①窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染物質に関する規制
- ②船舶発生油焼却等による大気汚染防止設備
- ③船舶の排出ガスによる大気汚染対策としての機関維持管理
- ④オゾン層破壊物質を含む設備
- ⑤燃料油に含まれる硫黄分等の規制

平成26年度PSC実績は、895隻(近畿運輸局472隻、神戸運輸監理部423隻)であり、23件の欠陥を指摘し改善指導を行いました。

また、内航船等に対しては、オゾン層破壊物質を含む設備の立入検査を実施しています。

平成26年度内航船等立入検査実績は、98隻(近畿運輸局63隻、神戸運輸監理部35隻)です。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生の抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組みます。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても、引き続き永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にします。

自動車リサイクル法

(「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概 要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

概 要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済み自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行います。

(2) 自動車整備事業者における対応

自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」と連携して、環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度を活用することにより、整備時におけるリサイクル部品の積極的な利用を促していきます。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

2. FRP船リサイクル



FRP船リサイクルの推進

関西地区廃船処理協議会では、地方自治体が沈廃船を処理する際に、本リサイクルシステムを活用してもらえよう、引き続き要望を聞き、意見交換を図ります。

また、一般ユーザーに対する本リサイクルシステムの周知広報のためにも、今後とも地方自治体にHPや広報誌への掲載等を依頼していきます。

さらに、一般ボートユーザーが利用するマリーナ等に対しても、周知広報活動の協力を依頼していきます。

〔※FRP船：繊維強化プラスチックを構造用材料とした船舶。
素材の分離が困難であるため、一般にリサイクルや廃棄処分が難しい。〕



IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされています。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I 保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組みます。

1. 海洋汚染問題への取り組み

① 外国船舶に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船をはじめ、事故を引き起こす確率の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行います。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図ります。

平成 26 年度実施隻数 895 隻（近畿運輸局 472 隻、神戸運輸監理部 423 隻）



② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び、廃油の処理・管理状況の検査を実施します。

平成 26 年度海洋汚染防止設備の立入検査隻数

98 隻（近畿運輸局 63 隻、神戸運輸監理部 35 隻）

③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。

平成 26 年度廃油処理事業者への立入検査件数

16 者（近畿運輸局 11 者、神戸運輸監理部 5 者）

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。

平成 26 年度受講者数：21 名（修了者 20 名）



⑤ 入港外航船舶への P I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられています。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図ります。

平成 26 年度立入検査

・ 立入隻数	900 隻（近畿運輸局 477 隻、神戸運輸監理部 423 隻）
・ 命令発出隻数	3 隻（近畿運輸局 3 隻、神戸運輸監理部 0 隻）
（内訳）	
航行停止命令	0 隻（近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻）
保障契約締結命令	0 隻（近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻）
証明書等備置命令	3 隻（近畿運輸局 3 隻、神戸運輸監理部 0 隻）

2. プレジャーボート関係利用環境対策

プレジャーボート等の水域利用の適正化に向けた取組みとして、引き続き関西舟艇利用振興対策連絡会議の充実を図り、関係者との意見・情報交換を深めると共に必要な対応の検討を進めます。

また、環境汚染の原因ともなり得る放置艇に関し、引き続き情報の取得等に努め、関係者と連携し問題解消へ向けて活動を行っていきます。

さらに、マリンレジャー愛好者が集まるイベントにおいても、引き続き、水域利用適正化・マナー向上等の啓発活動を行っていきます。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通政策部 環境・物流課】

〒540-8558

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06(6949)6410

FAX 06(6949)6169

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078(321)3145

FAX 078(321)3474

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/>